

大 野 平 吉
おの の へい まち

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 第 9 号
学位授与年月日 昭和 4 0 年 6 月 1 6 日
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 共犯の従属性と独立性

論文審査委員 (主査)
教授 荘 子 邦 雄 教授 斎 藤 秀 夫
教授 鴨 良 弼

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文の構成はつぎのとおりである。

序 説 一、正犯と共犯の区別。二、ヒッベルの従属性反対論。三、犯罪論における私の立場。四、共犯の従属性の二重の問題性。

第一章 共犯の従属性と間接正犯——従属性の程度の問題——

一、共犯従属性の理論の現状。二、文理的基礎の検討。三、極端従属性説批判。四、制限的従属性説批判。五、結論。

第二章 共犯の独立性と教唆の未遂——従属性の有無の問題——

一、未遂の教唆と教唆の未遂。二、教唆の未遂と共犯の従属性。三、未遂としての教唆の未遂——未遂論序説——。四、特別罪としての教唆の未遂。五、教唆の未遂に関する立法例。

2. 提出者は、「序説」において、まず、共犯の従属性と独立性の問題を論ずるためには正犯と共犯の概念をあきらかにしなければならないとして正犯と共犯の区別について論じたのち、共犯の従属性の多義性を整理してそれぞれの概念の問題点を明確にすることが重要であるとしてヒッベルの共犯論を根拠として論述し、ついで、あらかじめ提出者の犯罪論の構想を展開する

必要があるとして犯罪論体系の概観をこころみる。

3. 「第一章」では共犯の従属性の問題が論究されるのであるが、提出者は、まず、共犯従属性の理論の現状をあきらかにするには、従属性は従属性の強弱に従って事情を異にするから従属性の段階を四つに分けてその各々につき検討をくわえる必要があるとして、最小限の従属形式、制限的従属形式、極端従属形式、超極端従属形式の四段階の各々について概観する。ついで、以上の諸学説が、わが国の刑法の共犯規定を解釈するにあいに文理的な基礎をもつ理論として成り立つかどうかという検討をおこない、とくに、共犯独立性の立場からの共犯規定の説明と比較するときには、いずれの立場を採るべきであるかということを実体的・機能的に批判・検討する。そして、共犯の従属性と独立性との対立の根柢には「犯罪性の意義における従属性」と「実行性の意義における従属性」という二つの論点があると断じ、犯罪従属性の面からみれば、少なくとも極端従属形式を採らないかぎり共犯の従属性を論理的にみとめることは不可能であると論ずる。
4. 「第二章」では、提出者が第一章で明らかにした「実行性の意義における従属性」という角度から共犯の独立性と教唆の未遂の問題が論述される。提出者は、まず、未遂の教唆と教唆の未遂の区別および関係の問題は、教唆犯の故意即ち「責任」の問題ではなしに教唆犯の構成要件該当性の問題即ち実行行為としての教唆行為そのものの問題であると論じたのち、狭義の教唆の未遂の場合には一般に被教唆者の行為については構成要件該当性がないから教唆者一人だけの行為となり単純に未遂の問題となって共犯の問題ではなくなると述べて一般的な未遂論を詳細に展開し、教唆の未遂の可罰性をこの未遂論の一適用として論述する。

論文審査結果の要旨

本論文の特色は、犯罪論において根本的に重要な位置を占める共犯の従属性と独立性の問題につき極めて詳細な論述をおこなって共犯従属性の理論を否定し共犯独立性の理論の採るべき所以を力説した点に在る。提出者は多年の主張を綿密に跡付けて共犯論における本質的な問題を深く掘り下げて統一的に考察したことは、刑法学界に対して大きな貢献をしたものといわなければならない。本論文提出者の学問的力量を高く評価しなければならぬ。

もっとも、本論文にも望蜀の感がないわけでない。文献の引用は極めて詳細であるが、ある程度の取捨選択がくわえられたならば、さらに一段と論文の価値を増したであろうということが、それである。とはいえ、このようなことは、本論文のすぐれた価値をすこしも貶すものではない。本論文は学位論文として十分な価値をそなえるものといわなければならない。

以上により本論文提出者は、法学博士の学位を授与される資格あるものとみとめる。